

(様式5)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

			資料番号	2 1	担当課	水産課
法令名	遊漁船漁の適正化に関する法律	根拠条項	3 - 1 3 - 2	許認可等の 内容	遊漁船業の登録 遊漁船業の登録の更新	
<p>(遊漁船業者の登録)</p> <p>第三条 遊漁船業を営もうとする者は、その営業所ごとに、その所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。</p> <p>2 前項の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。</p> <p>3 前項の更新の申請があった場合において、同項の期間(以下「登録の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の登録は、登録の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。</p> <p>4 前項の場合において、登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。</p> <p>(登録の申請)</p> <p>第四条 前条第一項の登録(同条第二項の登録の更新を含む。以下「遊漁船業者の登録」という。)を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>二 営業所の名称及び所在地並びに遊漁船の名称</p> <p>三 法人にあっては、その役員(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)の氏名</p> <p>四 未成年者にあっては、その法定代理人の氏名及び住所</p> <p>五 第十二条に規定する遊漁船業務主任者の氏名</p> <p>六 遊漁船の利用者(以下単に「利用者」という。)の生命又は身体について損害が生じ、その被害者に対してその損害の賠償を行うべき場合に備えてとるべき措置</p> <p>2 前項の申請書には、遊漁船業者の登録を受けようとする者が第六条第一項各号に該当しない者であることを誓約する書面その他農林水産省令で定める書類を添付しなければならない。</p> <p>(登録の実施)</p> <p>第五条 都道府県知事は、前条の規定による申請書の提出があったときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を遊漁船業者登録簿に登録しなければならない。</p> <p>一 前条第一項各号に掲げる事項</p> <p>二 登録年月日及び登録番号</p> <p>2 都道府県知事は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。</p>						

(様式5)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定